

2010

# 4

# 社会保険さがし

No.722



## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- 4月は人事異動の多い月です！

健康保険・厚生年金保険の正確な手続きをお願いいたします……………2

- 「学生納付特例制度」をご存知ですか？……………3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 被扶養者の再確認をさせていただきます。……………4

- 健康保険料率が変わりました。……………5

- 佐賀年金事務所内窓口を閉鎖します。……………5

- 年金相談窓口開設等のご案内……………6

- ねんきん定期便専用ダイヤル……………6

- 各種適用関係届書の送付先……………6

社会保険料は納期内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

## 4月は人事異動の多い月です!!

健康保険・厚生年金保険の正確な手続きをお願いいたします

従業員を採用した場合のほか、扶養家族に異動があった場合や転勤により住所が変わった場合には、5日以内に届出が必要です。

### 資格取得届

「実際に就労した日」に加入することになります。(試用期間等であっても加入する必要があります。)  
「アルバイト」「臨時職員」といった名称の従業員であっても、一般社員の4分の3以上の勤務形態の方は、加入する必要がありますので、ご注意ください。

### 資格喪失届

退職、死亡の場合のほか、常用雇用から臨時雇用に切り替わるなど適用除外になった日の翌日に資格を喪失することになります。また、70歳になられた場合(70歳の誕生日の前日)や後期高齢者医療の被保険者となられた場合(75歳の誕生日等)も資格喪失届の提出が必要ですので、ご注意ください。

※本人分・扶養家族分の健康保険証を添付してください。(70歳到達による厚生年金保険のみの資格喪失の場合を除く。)

### 被扶養者異動届

結婚や出産などで扶養家族が増えた場合のほか、学生であった方などが就職して扶養家族から除かれる場合には、届出が必要です。

また、扶養家族の氏名訂正や生年月日訂正等も被扶養者異動届により届出を行う必要があります。

※扶養家族から除かれる場合や氏名訂正等の場合には、該当者の健康保険証を添付してください。



### 住所変更届

転勤や引越などにより、住所が変わった場合に届出が必要です。

また、扶養されている配偶者(年齢が20歳~60歳の方)がある場合には、その方の住所変更届も併せて届出が必要となりますので、ご注意ください。



## 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得の無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### POINT 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

**ご注意!** 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

### POINT 2 障害・遺族基礎年金を受けることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(「子のある妻」と「子」)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	老齢基礎年金			
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

# 被扶養者の再確認を させていただきます。

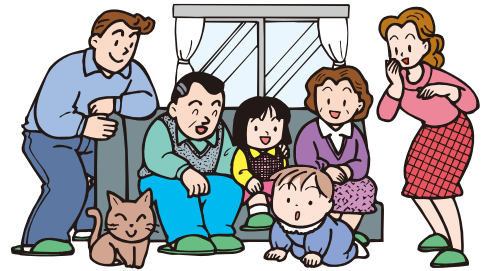
被扶養者の再確認は、保険料負担の軽減につながりますので皆様のご協力をお願いします。

協会けんぽでは、被扶養者の方の状況を定期的に再確認  
させていただくこととしています。(原則1年に1回)

本年は、18歳以上の被扶養者の方が健康保険に二重加入  
されていないかを中心に再確認させていただきます。

**5月下旬より実施予定です。**

お手数をおかけしますが、事業主様および加入者の皆様  
のご協力をお願いいたします。



## 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか?(就職等による異動)

### 健康保険の二重加入となっている方はいらっしゃいませんか?

健康保険の被扶養者が就職等により勤務先で健康保険の被保険  
者になった場合は、被扶養者ではなくなります。

この場合、「健康保険被扶養者(異動)届」に健康保険証を添付のう  
え管轄の年金事務所にお届けください。

4月は新規採用が多く、二重加入になり易いので従業員の皆様に  
周知いただきますようお願いいたします。

**※被扶養者の届出に関することは管轄の年金事務所にお  
問い合わせください。**



### 皆様の保険料で高齢者の医療費を支えています。

高齢者の医療費は、公費、本人負担のほか、協会けんぽ、健  
康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度からの拠出金で  
まかなわれています。この拠出金は皆様から納付いただいた  
保険料によるもので、加入者数が多い程、拠出金も多く算出さ  
れます。

そのため、上記のように既に就職され被扶養者でなくなっ  
ても、扶養からはずす手続きを行っていないと、加入者数に  
カウントされ、その分拠出金が多くなり、保険料も高くなってし  
まいます。





## 健康保険料率が変わりました。

以前よりご案内していましたが、本年3月分(4月末納付期限分)より健康保険料率が変わりました。今回の納入告知書より新料率で計算していますので、ご確認をお願いします。

介護保険非該当(40歳未満、65歳以上)…… **9.41%**

介護保険該当(40歳～64歳)…………… **10.91%**

## 佐賀年金事務所内窓口を閉鎖します。

現在、佐賀年金事務所2階(旧佐賀社会保険事務所)窓口のご利用が少なくなっているため閉鎖し、佐賀支部窓口と統合することとしました。統合に伴い佐賀支部窓口をよりご利用しやすくなるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※武雄年金事務所・唐津年金事務所の窓口業務は継続いたします。

### ●閉鎖する窓口

**佐賀年金事務所2階  
協会けんぽ窓口**

### ●閉鎖年月日

**本年6月1日**  
(5月31日まで通常通り開設)

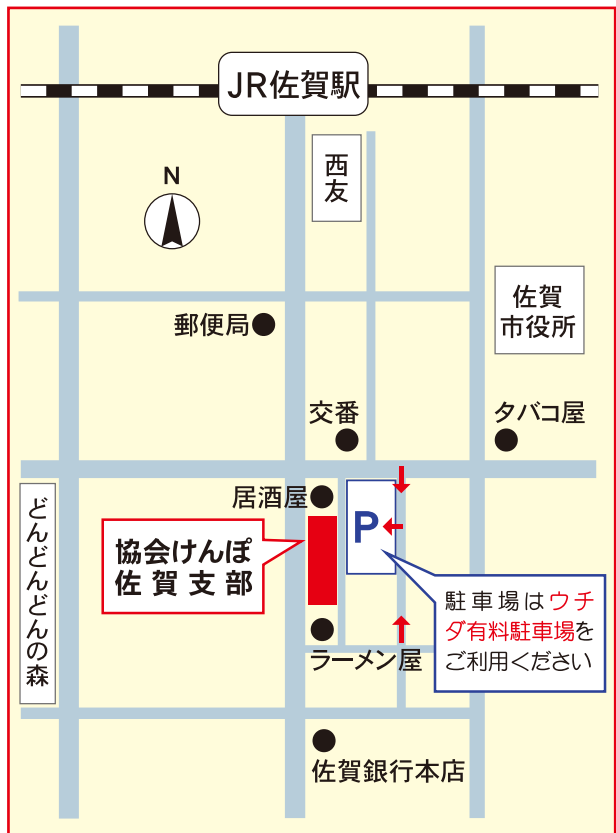
## 協会けんぽ佐賀支部窓口のご案内

【住所】〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビル2階

【交通】JR佐賀駅南口より徒歩5分

【駐車場】ビル東側の「ウチダ有料駐車場」をご利用下さい。駐車券をご用意しています。



旧健康保険証(オレンジ色)は、平成22年4月1日をもって使用できなくなりました。まだ更新がお済みでない場合は、早急にご連絡下さい。

# 《年金相談窓口開設等のご案内》

平成22年5月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
				鳥栖市役所 伊万里市役所	伊万里市役所	休日相談日
				予約	予約	
9	10	11	12	13	14	15
		基山町役場	有田町役場 (東庁舎)	鳥栖市役所	伊万里市役所	
		予約	予約	予約	予約	
16	17	18	19	20	21	22
		鹿島市民会館	多久市役所	鳥栖市役所	伊万里市役所	
		予約	予約	予約	予約	
23	24	25	26	27	28	29
		基山町役場	佐賀県陶磁器 工業協同組合	鳥栖市役所	伊万里市役所	
30	31	予約	予約	予約	予約	

- : 県内年金事務所の休日相談日(受付時間 9:30~16:00まで)
- : 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」を併設しております。(相談時間 10:00~15:00まで)

## 出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

## 県内年金事務所における相談時間

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

※健康保険に関する相談につきましては、  
「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

**0952-27-0611**

## 『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

- ※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- ※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

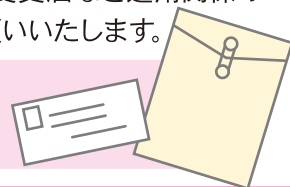
**受付時間** ●月~金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- ※祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- ※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

## 各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F  
日本年金機構 佐賀事務センター



## 社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成22年4月分保険料の納付期限は平成22年5月31日(月)です。

**ご注意ください!!** ※平成22年4月分の社会保険料計算に係る届書は5月7日(金)までに到着するようお届けください。その後に到着した場合は平成22年4月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。